

平成 24 年 7 月 31 日

福島県産業復興相談センター

福島産業復興機構による債権買取の第 2 号案件の決定について

先般（7 月 30 日（月））、福島県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、福島産業復興機構において、債権買取の第 2 号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 29 日（火）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、福島県中小企業再生支援協議会（公益財団法人福島県産業復興センター内）に「福島県産業復興相談センター」を開所しました。また、同 12 月 28 日（水）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「福島産業復興機構」を設立しました。

福島産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。

▽事業者・支援の概要

- ・福島県浜通り地方の飲食・小売・観光商業施設運営事業者。従業員数 19 名。店舗等施設が津波により損壊し、営業停止に陥った。
- ・グループ補助金と高度化資金を活用して、昨年末から事業を再開。今後、本格的に事業を軌道に乗せる上で必要な資金の調達を容易とするために、債権買取を行うもの。
- ・事業再開のための新規融資については、地元地銀と協同組織金融機関（信金・信組）が協調して支援。また、買取対象債権には、地元地銀のほか、協同組織金融機関、政府系金融機関の金銭債権およびリース債権が含まれる。